

「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」受賞作品の中学生向け動画

制作業務委託事業者募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」受賞作品の中学生向け動画制作業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

少子高齢化の急速な進展や家族構成の変化等により、地域におけるつながりの希薄化や社会的孤立など地域福祉にかかる課題はより一層複雑化・多様化・深刻化しています。このような課題に対して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を進めていく必要があります。

地域共生社会の実現に向けては、社会全体で他者への理解や関心を高めていくことが重要であり、身近な人々や地域においてどのような福祉課題があるかを学び、その課題の解決に向けて考え、行動する力を育む取組を進めていく必要があります。学校教育の分野において、これからの社会（地域）を創る子どもたちに必要な資質・能力を育むために地域等と連携・協働した教育活動の充実が求められていることから、子どもの頃からの幅広い福祉への関わりを通じて、身近な地域における福祉課題への気づきを育むとともに、福祉への理解促進や課題解決に向けた実践力を育む取組を進めることが重要となります。

そのほか、地域において高齢者や障がい者、その他生活上の困りごとを抱えた方々の生活を包括的に支えるためには、福祉・介護の仕事に関わる人材の確保も必要であり、職業選択を考え始める世代に、福祉・介護の仕事への理解促進、親しみを育む取組も重要となります。

福祉・介護の仕事はマイナスイメージで捉えられており、大阪市では、イメージアップ、魅力発信などに資するため、「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施しています。この事業では、福祉・介護の現場で働く方々から仕事に対する誇りややりがいなど、福祉・介護の仕事の魅力が伝わるエピソードを募集し、応募のあったエピソード内容を審査し、特に福祉・介護の魅力を感じる作品を表彰し、職員のモチベーション向上につなげるとともに、福祉・介護の現場で働く方々だからこそ感じる仕事の魅力を興味や関心のない方にも感じてもらえるように、受賞作品を漫画作品化や大阪市ホームページで公開し、発信しています。

子どもの頃からの福祉教育の実践及び福祉・介護の仕事における中長期的な人材確保をめざして、上記媒体による魅力発信に加え、中学生を対象に受賞作品を動画化し、中学校現場での福祉教育やキャリア教育で活用するとともに、福祉・介護の仕事について知ってもらう機会を創出します。

(2) 委託業務内容

「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」受賞作品の動画制作
具体的内容については、別紙「仕様書」を参照すること。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 1,600,000 円（消費税額、地方消費税額及び当業務に係る一切の経費を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 1 月 31 日

(5) 履行場所

大阪市指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、大阪市は契約金額以外の費用を負担しません。

(7) 大阪市側から提供する資料等

「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」受賞作品

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結します。契約内容は大阪市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定します。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがあります。また、大阪市が被った損害について、賠償請求を行うことがあります。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、大阪市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととします。

(3) 契約書案

別紙「業務委託契約書（成果物型）」のとおり

なお、契約書の条項の文言変更を認めません。

(4) 契約保証金

大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 3 号に該当するときは、契約保証金を免除します。

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできません。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としません。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければなりません。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとします。ただし、業務の性質上、これ

を超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではありません。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければなりません。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければなりません。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除します。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる要件の全てを満たす者とします。ただし、(2)、(3)においてはいずれか一方に該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度大阪市入札参加資格者名簿に登録種目「04:01 映画・ビデオ制作」に登録している者であって、企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 令和 4・5・6 年度大阪市入札参加資格者名簿に登録されていない者については、公告時点において、引き続き 1 年以上営業等を行っており、かつ納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和 6 年 5 月 13 日（月曜日）
・ 質問受付締切日	令和 6 年 5 月 27 日（月曜日）
・ 質問に対する回答日	令和 6 年 6 月 3 日（月曜日）
・ 参加申請書類の提出期限	令和 6 年 6 月 10 日（月曜日）
・ 参加資格決定通知	令和 6 年 6 月 14 日（金曜日）
・ 企画提案書提出締切日	令和 6 年 6 月 28 日（金曜日）
・ 審査結果通知日	令和 6 年 7 月下旬
・ 契約締結時期	令和 6 年 8 月中旬
・ 事業完了	令和 7 年 1 月 31 日（金曜日）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ア 受付期間 令和6年5月13日(月曜日)から令和6年6月10日(月曜日)まで
土曜日、日曜日、祝日を除く、平日の午前9時から午後5時30分まで
- イ 提出書類 **【単独法人等】**
- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書(様式2-1)
 - (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式4)
 - (ウ) 使用印鑑届(様式5)
 - (エ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの:原本】
 - (オ) 履歴事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【申請時点で発行から3か月以内のもの:写し可】
 - (カ) 直近1か年分の本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人住民税)及び固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの:写し可】
 - (キ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可))【申請時点で発行から3か月以内のもの:写し可】
 - (ク) 直近1か年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)
ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)
- ※(カ)及び(キ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式は任意)を提出すること。
- ※(ウ)～(ク)は、参加申請時点において、令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとします。(様式2-1に承認番号を記載すること。)
- 【共同事業体の場合】**
- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書(様式2-2)
 - (イ) 共同事業体届出書兼委任状(様式3)
 - (ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式4)
 - (エ) 使用印鑑届(様式5)※代表構成員のみ
 - (オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの:原本】※代表構成員のみ
 - (カ) 履歴事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【申請時点で発行から3か月以内のもの:写し可】
 - (キ) 直近1か年分の本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人住民税)及び固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3か月以内のもの:写し可】
 - (ク) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可))【申請時点で発行から3か月以内のもの:写し可】
 - (ケ) 直近1か年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)
ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない等の場合は、そ

の旨を記載した理由書（様式は任意）

（コ） 共同事業体協定書（写し）

※（ウ）及び（カ）～（ケ）は、構成員となるすべての事業者について提出すること。

※（キ）及び（ク）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式は任意）を提出すること。

※（エ）～（ケ）は、参加申請時点において、令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとします。（様式3「共同事業体届出書兼委任状」に承認番号を記載すること。）

- ウ 提出部数 各1部
- エ 提出先 「8（2）提出先、問い合わせ先」に記載のとおり
- オ 提出方法 持参又は送付による。送付の場合は期間内に必着とします。
- カ 参加資格審査結果通知
全ての参加申請者に対し、様式2-1又は様式2-2に記載の担当者E-mailアドレスあてに令和6年6月14日（金曜日）に通知します。

（2）質問の受付

質問については、原則として次の方法でのみ受付し、個別の質問には回答しません。

- ア 受付期間 令和6年5月13日（月曜日）から
令和6年5月27日（月曜日）午後5時30分まで
- イ 提出方法 質問票（様式1）を電子メールに添付し fa0019@city.osaka.lg.jp へ送信すること。
- ウ 回答方法 令和6年6月3日（月曜日）に大阪市ホームページ上で公開します。

（3）企画提案書の提出

- ア 受付期間 令和6年6月14日（金曜日）から令和6年6月28日（金曜日）
受付時間 午前9時から午後5時30分まで
- イ 提出書類 ・企画提案書（様式6-1又は様式6-2）
・様式6-1又は様式6-2に記載の提出書類一式
※企画提案内容作成要領を踏まえて作成すること。
- ウ 提出部数 8部（正本1部 副本7部）
※選定時の公平性の観点から、副本においては記名しないこと。
また、その他副本の応募書類においても事業者名及び事業者を容易に特定できる箇所にはマスキング等の加工を行うこと。
- エ 提出先 「8（2）提出先、問い合わせ先」に記載のとおり
- オ 提出方法 持参又は送付により提出すること。なお、送付の場合は期間内に必着とします。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」受賞作品の動画制作業務委託事業者選定会議により行い、その意見を受けて選定します。ただし、最も点数の高い事業者であっても、合計点数が60点に満たない場合は、委託予定事業者として選定しません。
- イ 選定委員は、審査項目に沿って企画提案書の審査を行います。
- ウ プレゼンテーション
- (ア) 開催日時 令和6年7月23日(火曜日) ※詳細な時間は別途通知します。
- (イ) 場所 大阪市役所内会議室
- (ウ) 内容・方法 事業者による説明・質疑応答
- ・1者あたり2名までとします。
 - ・プレゼンテーションにおいて、新たな企画内容の追加は認めません。ただし、企画提案内容をより明確に伝える目的での追加資料の提出は認めます。追加資料については、「8(2) 提出先、問い合わせ先」に連絡のうえ、開催日の3日前(開催日・土日祝を含まない)までに、当日使用する形態(紙媒体・データ等)により事前に確認を受けること。
 - また、その際、事業者の匿名性の確保等、必要な修正を指示する場合があります。
 - ・大阪市において、選定委員がプレゼンテーションの画面を確認するためのモニター(HDMI ケーブル接続可)を準備します。その他必要な機材は応募事業者で準備すること。なお、設置に時間を要する機器の使用は認めません。
 - ・1者あたり20分程度(うち、説明10分以内、質疑応答を含みます。)
 - ・プレゼンテーションを欠席した場合は、選定から除外します。
- エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、次の「(2) 審査項目」の評価項目1から6の順に優先順位をつけ、優先順位の高い評価項目においてより点数の高い事業者を選定します。

(2) 審査項目

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとします。

評価項目		評価の視点	配点
1	コンセプト	・福祉・介護の仕事を理解し、業務の趣旨・目的を理解した内容となっているか。	10点
2	提案内容の有効性	・業務内容を理解し、的確に反映した提案内容となっているか。 ・中学生に親しみやすく、理解しやすい提案内容となっているか。	20点
3	提案内容の実現性	・提案内容が中学校現場における福祉教育、キャリア教育に活用するために具体的でイメージが容易なものになっているか。	20点
4	提案内容のデザイン性	・興味を惹くデザインやレイアウトとなっているか。 ・内容が明確に伝わるデザインとなっているか。 ・ユニバーサルデザインに配慮しているか。	20点
5	実施体制及び実績	・人員数や経験など十分な実施体制であるか。 ・過去3年間の官公庁又は民間企業におけるパンフレットや広報コンテンツ制作業務の実績があるか。 ・事業者独自の広報媒体がある場合、有効活用できるか。	20点
6	費用積算根拠の妥当性	・企画提案内容にかかる所要経費が最大の効果を発揮するよう合理的かつ適切な配分となっているか。	10点
計			100点

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果の概要は決定後速やかに、全ての参加者（共同事業体含む）に文書で通知するとともに大阪市ホームページに掲載します。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の参加者（ただし、共同事業体で応募する場合、その構成員は除く）と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とします。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- ウ すべての企画提案書は返却しません。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しません（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めません。
- カ 選定された委託事業者と採用された企画提案をもとに協議を行います。また、仕様書を作成する際、企画提案内容に応じて内容の一部を変更することがあります。
- キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とします。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所2階）
大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課
TEL：06-6208-7958
メール：fa0019@city.osaka.lg.jp